

平成27年4月1日
関東森林管理局

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正に基づく
「治山工事標準仕様書」及び「林道工事標準仕様書」の改正並びに施工
体制台帳の審査・点検について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の改正により、平成27年4月1日以降に契約を行う公共工事について、受注した建設業者が下請契約を締結した場合には、その下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出することが必要となりました。

これを受けて関東森林管理局では「治山工事標準仕様書」及び「林道工事標準仕様書」の改正を行い、平成27年4月1日以降に契約を行う工事から適用することとしました。

また、提出された施工体制台帳の写しについては、発注者において「施工体制審査・点検マニュアル」に基づき審査・点検を行いますのでお知らせします。

「治山工事標準仕様書」、「林道工事標準仕様書」及び「施工体制審査・点検マニュアル」については、下記のとおり関東森林管理局ホームページに掲載しています。

記

「治山工事標準仕様書」、「林道工事標準仕様書」及び「施工体制審査・点検マニュアル」

ホーム>申請・お問合せ>公売・入札情報>公売・入札に関するお知らせ>各種約款等>森林土木工事に関する仕様書等

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/100319-1.html>)

お問い合わせ

関東森林管理局

総務企画部経理課

森林整備部森林整備課

計画保全部治山課

契約適正化専門官

設計指導官

治山技術専門官

TEL:027-210-1149

TEL:027-210-1193

TEL:027-210-1191